

京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則第3条第1項ただし書の規定により利害関係者から除く者を定める要綱

京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則第3条第1項ただし書に規定する職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関係のある者（以下「利害関係者から除く者」という。）は、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成13年7月23日から実施する。

附 則

この要綱は、決定の日（平成17年3月30日）から実施する。

附 則

この要綱は、決定の日（平成22年3月24日）から実施する。

附 則

この要綱は、決定の日（平成27年4月1日）から実施する。

別表

区 分	利 害 関 係 者 から 除 く 者
行 財 政 局	(1) 地方税法第298条第1項、第353条第1項、第470条第1項、第588条第1項及び第701条の35第1項の規定により質問検査の対象となる事業者等及び特定個人。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。 ア 納税義務者又は納税義務があると認められる者 イ 質問検査を受けている者 ウ 質問検査を受けることが明らかである者 エ 質問検査を受けたが、未だ当該納税義務者等に対する処分や指導等が終了していない者 (2) 納税義務者のうち源泉徴収等のみで課税関係が完結する者
産 業 観 光 局	(1) 計量法第19条第1項に基づき、定期検査を受けなければならない者
保 健 福 祉 局	(1) 京都市斎場条例第3条の規定により斎場の使用許可を受けようとする者 (2) 京都市市営墓地条例第3条の規定により墓地の使用許可を受けようとする者 (3) 京都市重度障害老人健康管理費支給制度実施要綱の規定により健康管理費の受給資格の認定を受けている者又は受けようとする者。ただし、現に損害賠償相当額又は不正利得の返還を求められている者を除く。

区役所及び 区役所支所	<p>(1) 国民健康保険法（以下この号において「法」という。）第5条の規定による被保険者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>ア 法第 65 条第 1 項の規定により不正利得の返還を求められている者</p> <p>イ 法第 77 条の規定により保険料の減免又は徴収猶予を受けようとする者</p> <p>ウ 保険料を滞納している者で督促を受けた者</p> <p>(2) 介護保険法（以下この号及び次号において「法」という。）第 27 条の規定による要介護認定若しくは法第 32 条の規定による要支援認定を受けている者又はこれらを受けようとする者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>ア 法第 22 条第 1 項の規定により不正利得の返還を求められている者</p> <p>イ 法第 31 条第 1 項の規定により要介護認定の取消処分を受けることが明らかである者</p> <p>ウ 法第 34 条第 1 項の規定により要支援認定の取消処分を受けることが明らかである者</p> <p>(3) 法第 9 条に規定する第 1 号被保険者及び第 2 号被保険者。ただし、次のいれかに該当する者を除く。</p> <p>ア 法第 142 条の規定により保険料の減免又は徴収猶予を受けようとする者</p> <p>イ 保険料を滞納している者で督促を受けた者</p> <p>(4) 京都市重度心身障害者医療費支給条例第 4 条の規定により受給者証の交付を受けている者又は受けようとする者。ただし、現に損害賠償相当額又は不正利得の返還を求められている者を除く。</p> <p>(5) 京都市ひとり親家庭等医療費支給条例第 3 条の規定により受給者証の交付を受けている者又は受けようとする者。ただし、現に損害賠償相当額又は不正利得の返還を求められている者を除く。</p> <p>(6) 京都市子ども医療費支給条例第 4 条の規定により受給者証の交付を受けている者又は受けようとする者。ただし、現に損害賠償相当額又は不正利得の返還を求められている者を除く。</p>
----------------	--